

夢を実現する第一歩のために

2024年3月号

ミツヒロニュース



春らしい日が続くようになりました。今年には地震、飛行機事故、火災など災害が多発しており、様々な災害が発生する可能性があります。気をつけてお過ごし下さい。

「災難に遭う時節には災難に遭うがよく候、死ぬ時節には死ぬがよく候、是はこれ災難をのがるる妙法にて候」

これは、江戸時代の良寛和尚が地震災害の際、知人の杜臯へ見舞返信文末尾に添えた言葉です。

あるがままを受け入れて、一生懸命やってみましょう。

光廣 昌史

今月のトピック

◇相続税調査で「簡易な接触」過去最高

◇お葬式と税金

◇会社への貸付金は相続が発生する前に整理

◇就業規則はなぜ必要？人材確保にも欠かせない

◇今月のお勧めセミナー「家族を幸せにする相続セミナー」

◇あとがき「春を呼びミモザ」



相続税調査で「簡易な接触」過去最高

2022 事務年度（22 年 7 月～23 年 6 月）の相続税実地調査の件数は 8,196 件で、前年度の 6,317 件から 29.7% 増となりました。2 年連続で 25% を超える伸び率を示し、税務調査の「脱コロナ」が鮮明となっています。さらに文書や電話による「簡易な接触」の件数は前年に引き続き過去最高を記録し、当局の「武器」として完全に定着したことがうかがえます。

実地調査で把握された申告漏れ課税価格は 2,630 億円で、こちらも前年度の 2,230 億円から 2 割近く増加しています。1 件当たりの追徴税額は 816 万円で、こちらは昨年よりは 7.9% の減少となりました。

特に目立つのが、実地調査に至らない、納税者への問い合わせや指導である「簡易な接触」の増加。「お尋ね文書」とも呼ばれ、名称は「資産の買入価額についてのお尋ね」「申告書についてのお尋ね」「相談のご案内」など様々ですが、内容はほぼ同じで納税者のもとに通知書を送り、回答を得ることで取引内容や資産状況を確認することが目的となっています。

簡易な接触はコロナ禍で思うように実地調査が行えないなかで実績を上げるため急増しましたが、脱コロナを経て実地調査が復活するなかでも、そのまま効率的な手法として定着した模様です。2022 事務年度には 1 万 5,000 件のお尋ね文書がバラまかれ、686 億円の申告漏れを発見しています。簡易な接触による 1 件当たりの追徴税額は 58 万円と、決して軽視できない存在です。

なお 12 月中旬に国税庁が発表した 2022 年分の相続税の申告事績によれば、相続は 156 万 9,050 件発生し、そのうちの 9.6% に当たる 15 万 858 件で相続税の申告書が提出されました。実際に税額が発生したのは約 11 万件で、納税者は 32 万 9,444 人。課税割合 9.6% は、相続増税が行われた 2015 年以降では最高。相続財産を種類別に見ると、現金・預貯金が 7 兆 6,304 億円と最も多く、次いで土地 7 兆 688 億円、有価証券 3 兆 5,702 億円と続きました。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

【表】2022 事務年度の調査状況

●実地調査の状況

事務年度等 項目	2021	2022	前年対比
実地調査件数	6,317 件	8,196 件	129.7%
非違割合	87.6%	85.8%	▲1.7pt
重加算税 賦課割合	15.5%	14.8%	▲0.7pt
申告漏れ 課税価格	2,230 億円	2,630 億円	117.9%
追徴税額	560 億円	669 億円	119.5%
調査 1 件あたりの 追徴税額	886 万円	816 万円	92.1%

●簡易の接触の状況

事務年度等 項目	2021	2022	前年対比
簡易な接触件数	14,730 件	15,004 件	101.9%
申告漏れ 課税価格	630 億円	686 億円	108.9%
追徴税額	69 億円	87 億円	125.2%

お葬式と税金

1. 故人をしのぶ儀式と税金

お葬式は亡くなった方へのお別れやお見送りの儀式です。お通夜や告別式の流れ、宗教宗派によって変わる作法、ご挨拶の言葉など、日常生活とは異なるマナーが多く、少々苦手という方も多いのではないのでしょうか。さらに、残されたご遺族には相続税等、税金周りの手続きが必要になる場合もあります。では、お葬式と税の関係を確認してみましょう。

2. 相続税を計算するとき

相続税を計算するときは、負担した葬式費用を遺産総額から差し引けます。

- ①お葬式や葬送に際し、火葬や埋葬、納骨をするためにかかった費用
- ②ご遺体やご遺骨の回送にかかった費用
- ③お葬式の前後に生じた費用で通常葬式にかかせない費用（お通夜などにかかった費用など）
- ④お葬式にあたりお寺などに対して読経料などのお礼をした費用
- ⑤遭難事故等の場合のご遺体の搜索または運搬費用

上記は相続税を計算するときに差し引けるものとなります。一方、以下については、葬式費用ではないと判定されるため、遺産総額から差し引くことはできません。

- ①香典返しの費用
- ②墓石や墓地の費用
- ③初七日や法事の費用

3. 香典・弔慰金と税金

香典については故人ではなく喪主やご遺族に支払われるものという扱いになっています。前述した葬儀費用とはならない「香典返し」は、故人が返していないため葬儀費用とはなりません。また、社会通念上相当と認められる香典については所得税及び贈与税は非課税となっています。

会社から出る弔慰金は、実質上退職手当金等に該当する部分については相続税の対象です。また、それ以外の部分については明確な取り決めがあり、以下の基準を超える弔慰金については、相続税の対象となります。

- ①業務上の死亡の場合：給与 3 年分
- ②業務上の死亡でない場合：給与半年分

会社への貸付金は相続が発生する前に整理

1. 会社への貸付金は相続財産になる

中小でも経営者個人が事業用資金として貸したかたちのお金が相続発生時に残っていると、遺族に重い税負担がのしかかってしまう“経営者借入金”という時限爆弾のリスクがあります。

資金繰りが厳しくなった際の当座の運転資金として、経営者個人が一時的にお金を入れるというケースがよくあります。また、経営状況が苦しくなくても、支払い時期が入金よりも先に来てしまい、手元に現金がないケースでは経営者個人が立て替えることもあります。

そうしてできた経営者からの借金は、資金繰りに余裕のある時に返せばいいのですが、なかなかその通りにはいきません。返済期限が決められているわけでもない身内からの借金ということもあり、取引先への支払いや納税を優先してしまい、後回しにしがちです。気が付けば数千万円から数億円に膨らんでいるというケースも起こります。

役員などが自分の会社の資金繰りの関係で、お金を貸し付け、そのまま、その役員が亡くなると、その貸付金は相続財産となり、遺産分割の対象となるだけではなく、相続税の課税対象になります。相続税の申告では、この貸付金はどのように評価されるのでしょうか？

貸付金の評価方法を定めた基本通達204、205では、下記のように定められています。

原則（204） 返済されるべき元本の金額 + 相続発生時点の既経過利息

特例（205） 債務者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき、債権金額の全部又は一部が相続発生時においてその回収が不可能または著しく困難であると見込まれるときなどは、それらの金額を元本の金額から減額

2. 返済方法

① 債権放棄

返ってくる保証のない借金に相続税がかかるなら帳消しにしたほうがよいのですが、債権放棄にはいくつか問題が付きまといます。借金を帳消しにしてもらった事業所の側には「債務免除益」が発生し、法人税がかかってしまいます。これを解決するため、例えば繰越欠損金を使って利益を打ち消すというような対策を講じなければなりません。繰越欠損金があれば、赤字の範囲内で少しずつ債権を放棄していくことで、債務免除益を出さなくて済みます。

② 生命保険の活用

支払保険料の一部が損金となる法人加入の生命保険を使い、年々支払保険料のうち損金算入する額と同額を債務免除していくというやり方です。満期を迎えた際には、保険金を法人が受け取り、それで残額を返済することもできます。また保険金の受取人を経営者とするなら、法人が支払う年々の保険料という形で借金返済し、それと同額を債務免除していくというやり方もあります。保険金という一時所得が個人には発生するものの、返してもらおうとてのなかった借金が現金になるのでメリットは大きいはずで。

③ DES (デット・エクイティ・スワップ)

経営者が債権を法人に現物出資したという形をとり、その代わりに法人は経営者に自社株を割り当てるというやり方で、いわば貸付金を株式に変える手法です。その後、自社株の評価額を下げれば相続税負担を抑えられます。また、自己資本比率が上がるため金融機関からの融資が受けやすくなるという副次的効果も期待できるでしょう。ただしこの手法でも、法人には債務免除益が発生するため、法人税負担への対策を行わなければならないことに気を付けましょう。

就業規則はなぜ必要？人材確保にも欠かせない

次の間にチェックを入れてください。

代表者または役員の方にお伺いします。

- この1年間1回も会社の就業規則に目を通したことがない
- そもそも自分の会社の就業規則の内容をよく把握していない
- 5年以上、就業規則の改定を行っていない

1つでもチェックを入れた方は従業員の働き方に関する意識が低く、働くルールも不明瞭な部分が多いのではないのでしょうか？

1. 就業規則とは

就業規則とは就業する際のルールを取り決めたものであり、労働基準法で従業員が10人以上いる企業に作成と従業員への周知、そして労働基準監督署への届け出が義務付けられているものです。常時雇用される従業員10名以上とは雇用の形態を区別していません。アルバイトやパートタイマーも含んで考えます。また、複数の支店があり足せば10人以上になるけれど、1つの支店は10人未満であれば作成も届け出も義務ではありません。

しかし10名以上になったら初めて働くルールの適用があるわけではないので、10名未満でも作成することをお勧めします。

2. リスキーな就業規則

就業規則はあるけれど社長の机の中に入りっぱなし、古い規則のまま現実と実態が乖離していたりします。また、就業規則を周知させると従業員が権利主張をすると恐れる方もいます。一方で会社に不利益な言動を起こす従業員がいても解雇のルールがないので処分もままならず、ハラスメントが起きても対処のしようがないなどと不都合なことが多く起きます。また、作成を従業員に任せて自分は無関心な代表者も見受けられます。しかも規則のひな形で作成して事足りるとしていたりします。

3. 何が良い就業規則なのか

就業規則は上記のようなリスクに対する管理面もあります。しかし作成するのに目指すは「会社の業績UPに貢献できること」です。従業員のやる気に作用する施策を制度化することです。従業員が安心して働ける環境と従業員が「会社は私たちを大切に思ってくれる」というメッセージと受け取るのです。あなたの会社の価値観を形にしていくことで本当に意義がある就業規則と言えるでしょう。

参考文献： ■ゆりかご 社長のミカタ

今月のお勧めセミナー

第1回 家族を幸せにする相続セミナー 「知識ゼロからの相続税入門」

第1回は「**相続税の基本**」についてお話しします。事前の対策をしておけば、節税を図れるケースもあります。是非この機会に相続税の仕組みを知り、将来に備えて頂ければと思います。ぜひ、ご参加ください。

(開催日4月9日(火) セミナー概要は、別紙案内をご覧ください。)

あとがき 下田です。黄色いふわふわした花が可愛らしいミモザが届きました。2月中旬頃からフラワーショップに出始め、庭木のミモザは3月に満開を迎えます。花瓶に生けて飾ると部屋がパッと明るくなり、優しい気持ちになります。切り花はもちろんのこと、ドライフラワーにも適しているので、リースやスワッグにして飾ってあるのをよく見かけます。私も色々な楽しみ方で春を満喫したいと思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史



株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

弊社のHPは
こちらから！

